

# 船舶事故調査報告書

平成26年1月9日

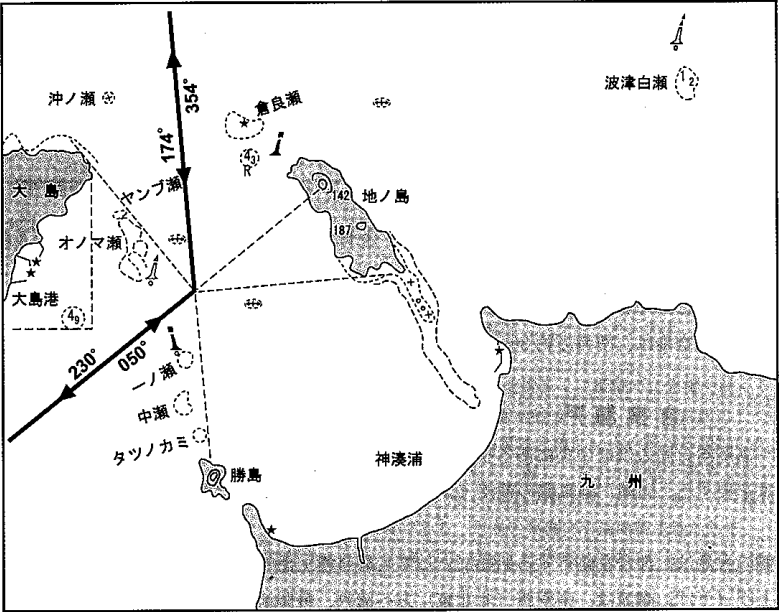
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年6月22日（土） 16時00分ごろ
発生場所	福岡県宗像市鐘ノ岬西方沖 宗像市所在の鐘崎港西防波堤灯台から真方位302° 1,550m 付近 (概位 北緯33° 53.4′ 東経130° 30.7′)
事故調査の経過	平成25年6月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーモーターボート オーシャンデライト、19トン 235-25656兵庫、有限会社ジャジャ 11.84m (Lr) × 4.10m × 2.78m、FRP ディーゼル機関2基、合計441.3kW、平成2年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 69歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年2月20日 免許証交付日 平成23年6月2日 (平成28年2月19日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	両舷プロペラ翼に曲損、船底部に擦過傷
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、船尾約1.5mの喫水により、宗像市地ノ島の北側を通過する航海計画によって同市沖を北西進中、船長が、地ノ島と鐘ノ岬との間を小型漁船が往来する様子を見た。 船長は、海図W179及びGPSプロッターには、地ノ島と鐘ノ岬間には浅瀬や危険域を示す標識が表示されていないので、ショートカットができると思い、左転を行い、地ノ島と鐘ノ岬の中間付近に向ける針路として南西進したところ、平成25年6月22日16時00分ごろ地ノ島南端から南南東方向に向かって点在する浅瀬に乗り揚げた。 本船は、乗揚後、機関が停止して僅かに南方へ漂流し、別の浅瀬に乗り上げて漂流が止まり、その後、他船によって引き降ろされ、自力

	<p>航行で宗像市<sup>じのしま</sup>地島漁港に入港した。</p> <p>(付図1 船長の口述に基づく事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4～5</p> <p>海象：潮汐 低潮時、潮高 約15cm</p>
その他の事項	<p>海上保安庁刊行の九州沿岸水路誌によれば、倉良瀬戸の針路法として、以下のとおり記述されている。</p> <p><b>針路法</b> (抜粋) オノマ瀬灯浮標 (33° 53.7' N 130° 27.5' E) と一ノ瀬灯浮標 (33° 53.0' N 130° 27.9' E) との間が主水道で、地ノ島南端と南方の九州本島との間は礁脈が続き通航はできない。</p> <p style="text-align: center;"><b>倉良瀬戸針路法図</b></p>  <p>本船には、海図W179 (1/200,000) が備えられていたが、本事故発生場所付近の浅瀬の存在が示されたW1228 (1/100,000)、W201 (1/85,000)、W1239 (1/35,000) 及び九州北西岸プレジャーボート・小型船用港湾案内は備えられていなかった。</p> <p>なお、W179の欄外には枠囲みにより、「関係する海上保安庁刊行物の使用を推奨する。また、常に適切な最大縮尺海図を使用し、海図や刊行物の更新を維持すること。」と記載されている。</p> <p>船長は、本事故発生海域を航行した経験はなかったが、危険域については灯浮標等の航路標識を頼りに安全な航行を心掛けていたので、地ノ島と鐘ノ岬との間に危険域を示す航路標識が設置されていれば、ショートカットは行わなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、宗像市地ノ島の北側を通過する航海計画によって同市沖を北西進中、船長が、地ノ島と鐘ノ岬との間を小型漁船が往来する様子を見たので、海図W179及びGPSプロッターを見たところ、地ノ島と鐘ノ岬との間に浅瀬や危険域を示す標識が表示されておらず、ショートカットができると思い、地ノ島と鐘ノ岬との中間付近に向ける針路として南西進したことから、地ノ島南端から南南東方向に向かって点在する浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船が、大縮尺の海図を備えていなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、宗像市地ノ島の北側を通過する航海計画によって同市沖を北西進中、船長が、地ノ島と鐘ノ岬との間を小型漁船が往来する様子を見たので、海図W179等を見たところ、地ノ島と鐘ノ岬との間に浅瀬や危険域を示す標識が表示されておらず、ショートカットができると思い、地ノ島と鐘ノ岬との中間付近に向ける針路として南西進したため、地ノ島南端から南南東方向に向かって点在する浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な縮尺の海図を使用して水路調査を行うこと。</li> </ul>

付図1 船長の口述に基づく事故発生経過概略図

